

## 審査基準表

| 審査項目・配点                                         | 審査の視点 | 審査基準                             |
|-------------------------------------------------|-------|----------------------------------|
| ①標語(キャッチコピー、デザイン)<br><b>20点(10点×2.0)</b>        | 内容    | 選挙の標語として適切であるか                   |
|                                                 | 企画力   | 単なる呼びかけにとどまらず、投票行動を促すものになっているか   |
|                                                 | 訴求力   | 耳に残るフレーズ、有権者の関心を引くデザインになっているか    |
| ②テレビスポット及び<br>その他メディア広告等<br><b>25点(10点×2.5)</b> | 内容    | 選挙啓発用として適切であるか                   |
|                                                 | 企画力   | 投票日等の周知や呼びかけにとどまらず、投票行動を促す内容であるか |
|                                                 | 訴求力   |                                  |
| ③啓発用資材及び<br>啓発企画<br><b>25点(10点×2.5)</b>         | 内容    | 選挙啓発用として適切であるか                   |
|                                                 | 企画力   | 啓発企画と啓発用資材の組み合わせ・数量は適切であるか       |
|                                                 | 訴求力   | 印象に残る資材であるか                      |
| ④若者への啓発方法<br><b>20点(10点×2.0)</b>                | 内容    | 若年層の関心を引く内容であるか                  |
|                                                 | 企画力   | 投票行動を促す内容であるか                    |
|                                                 | 訴求力   | 政治に関心が無い若者に対しても啓発効果が期待できるか       |
| ⑤インターネットを<br>使った啓発<br><b>15点(10点×1.5)</b>       | 内容    | 選挙啓発用として適切であるか、公正な内容であるか         |
|                                                 | 企画力   | 注目を集める内容であるか                     |
|                                                 | 訴求力   | 多くの有権者に直接訴えかけることができるか            |
| ⑥新たな啓発活動<br><b>30点(10点×3.0)</b>                 | 内容    | 新規性のある内容であるか                     |
|                                                 | 企画力   | 注目を集める内容であるか                     |
|                                                 | 訴求力   | 多くの有権者に直接訴えかけることができるか            |
| ⑦スポット本数等 <b>5点</b>                              |       |                                  |
| ⑧経済性 <b>5点</b> 見積価格は適正か、費用面での節減が図られているか         |       |                                  |

### 【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 「⑦スポット本数等」については、別紙採点方法により審査委員会で採点し、各委員の点数に加点する。
- (3) 全ての委員の点数を集計する。
- (4) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (5) 委員の合計点数が最低基準点である435点（満点725点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (6) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である435点（満点725点×6割）以上になったとき、その参加者を受託者として決定する。

## スポット本数、放送枠の採点方法（5点満点）

テレビ、ラジオ局の公表金額等により再計算を行い、金額の高い方から次の区分により再計算する。

※ 公表金額×本数で計算が可能な箇所のみ計算する。

|           |    |
|-----------|----|
| 1位（最も高い者） | 5点 |
| 2位        | 4点 |
| 3位        | 3点 |
| 4位        | 2点 |
| 5位        | 1点 |
| 6位以下      | 0点 |